

2022年1月14日

各 位

東京都港区南青山一丁目3番3号
ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 渡部 昭彦

株式等売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主であるMBK Wellness Holdings株式会社（以下「MBK Wellness Holdings」といいます。）から、2022年1月7日付で、会社法第179条第1項及び第2項に基づき、当社の株主及び新株予約権者の全員（但し、MBK Wellness Holdings及び当社を除きます。以下、株主を「本売渡株主」といい、新株予約権者を「本売渡新株予約権者」といいます。）に対し、その有する当社の株式（以下「本売渡株式」といいます。）及び新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の全部をMBK Wellness Holdingsに売り渡すことの請求（以下、本売渡株式の売渡請求を「本株式売渡請求」といい、本新株予約権の売渡請求を「本新株予約権売渡請求」といいます。）に係る通知を受領し、これを受け、2022年1月7日開催の当社取締役会において本株式売渡請求及び本新株予約権売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により、下記のとおり公告いたします。

1. 特別支配株主の名称及び住所

名称：MBK Wellness Holdings 株式会社
住所：東京都千代田区大手町一丁目2番1号

2. 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）

該当事項はありません。

3. 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、第3号）

MBK Wellness Holdings は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき915円の金銭を割当交付いたします。

4. 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）

- ① 特別支配株主完全子法人に対して本新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称(会社法第179条の2第1項第4号イ)

該当事項はありません。

- ② 本新株予約権売渡請求により本売渡新株予約権者に対して本売渡新株予約権の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第4号ロ、ハ）

MBK Wellness Holdings は、本売渡新株予約権者に対し、本売渡新株予約権の対価（以下「本新株予約権売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡新株予約権1個につき1円の金銭を割当交付いたします。

5. MBK Wellness Holdings が本売渡株式及び本売渡新株予約権を取得する日（会社法第179条の2第1項第5号）

2022年2月10日

6. 上記のほか、本株式売渡請求及び本新株予約権売渡請求に係る取引条件を定めるときは、その取引条件（会社法第179条の2第1項第6号・会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載又は記録された本売渡株主及び本売渡新株予約権者の住所又は本売渡株主及び本売渡新株予約権者が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価

の交付について、当社の本店所在地にて当社が指定した方法、MBK Wellness Holdings が指定した場所及び方法又は当社と MBK Wellness Holdings で協議の上決定された場所及び方法のいずれかにより、本売渡株主及び本売渡新株予約権者に対する本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価を支払うものとします。なお、かかる支払に関する当社又は MBK Wellness Holdings から本売渡株主及び本売渡新株予約権者に対する通知は、取得日の前日における最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載又は記録された本売渡株主及び本売渡新株予約権者の住所又は本売渡株主及び本売渡新株予約権者が当社に通知した場所に宛てて発すれば足り、当該通知は、それが通常到達すべきであった時に、到達したものとみなすものとします。

以上